

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和7年5月 21 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400260号
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2500002号

第1 結論

平成7年3月から同年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成7年3月から同年7月まで

私は、平成7年2月に会社を退職したため、すぐにA町役場に行って国民健康保険と国民年金の第1号被保険者の届出をまとめて行った。その際に、国民健康保険と国民年金の保険料を金融機関にあった口座で納付できるよう手続を行った記憶があるため、請求期間の保険料は毎月、自分の口座から引き落とされていたはずである。

また、国の記録では、請求期間について、当初、国民年金の第3号被保険者とされていたが、請求期間後の平成7年9月21日付けで、第1号被保険者に訂正されているとの説明を受けた。しかし、請求期間当時、私はB事業所に勤務することが決まっていたため、第3号被保険者の届出を行うことはなく、後から第1号被保険者に訂正する届出を行った記憶もないため、記録に誤りがあるのではないかと考えている。

さらに、第3号被保険者から第1号被保険者に訂正される前の平成7年8月31日に平成7年8月分の保険料を納付した記録があるため、請求期間当時に第1号被保険者として、保険料を納付していたことは間違いのないと思う。調査して、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者については、平成7年3月23日付けで、平成7年2月14日に第3号被保険者資格を取得する事務処理が行われていることが確認できる。当該第3号被保険者資格については、請求期間後の平成7年9月21日付けで、資格取得日(平成7年2月14日)に遡って第1号被保険者に訂正する事務処理が行われていることが確認できることから、請求期間については、現在、第1号被保険者とされているが、請求期間当時においては、第3号被保険者として記録されていたこととなる。

また、平成7年9月分の保険料については、当初、納付済期間と記録されてい

たが、平成7年10月30日付けで、平成7年9月4日に国民年金の資格を喪失する事務処理が行われたことにより、平成7年9月分の保険料は平成7年2月分の保険料に充当（差額は還付）する事務処理が行われていることが確認できる。

これに対し、請求者は、第3号被保険者の届出を行った記憶はなく、平成7年2月頃にA町役場において第1号被保険者の届出を行って、請求期間の保険料を口座振替により納付していた旨主張し、本訂正請求を行っている。

しかしながら、オンライン記録にある、請求期間に係る配偶者情報において、請求者の配偶者の氏名、生年月日及び組合員番号（C共済組合に係る番号）が記録されていたことが確認できるが、当該配偶者情報について、日本年金機構は、被保険者からの届出がなければ把握ができない情報であることから、請求期間に係る国民年金被保険者資格取得（第3号被保険者該当）届（以下、「第3号被保険者該当届」という。）は提出されていたものと考えられる旨回答している。このため、上述の平成7年3月23日付けの事務処理については、請求者から提出された第3号被保険者該当届に基づき行われていたものと考えられる。

また、A町は、請求者の請求期間に係る国民年金被保険者資格取得届書等の保管はしていない旨回答していることから、請求者が主張する時期（平成7年2月頃）に第1号被保険者の届出が行われていたことは、確認することができない。

さらに、i）請求者は、請求期間当時の預金通帳について保管していない旨陳述していること、ii）A町は、請求期間に係る納付記録及び口座振替の記録は、現在のシステムには残っていない旨回答していること、iii）金融機関は、預金履歴の保管期限は20年であるため、請求期間に係る資料の保管はしていない旨回答していることから、請求者が請求期間の保険料を口座振替により納付していたことは、確認することができず、日本年金機構が保管するA町の国民年金被保険者名簿においても、請求期間については、オンライン記録と同様に未納とされていることが確認できる。

なお、請求者は、第3号被保険者から第1号被保険者に訂正されたのは、平成7年9月21日であるにもかかわらず、訂正前の平成7年8月31日に平成7年8月分の保険料を納付した記録があることについて疑念を抱いているものの、日本年金機構は、平成7年9月21日については、社会保険事務所（当時）の事務処理日であり、当時、市町村から社会保険事務所に記録が進達されるまで1か月程度要することがあったことから、A町においては、納付日以前に第1号被保険者の届出を受付していた可能性が考えられる旨回答していることを踏まえると、訂正前の平成7年8月31日に納付記録があることについて、不自然な点はない。

以上のことから、請求者が主張するとおりの第1号被保険者資格の届出が行われ、請求期間の保険料が口座振替により納付されていたと推認できない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。